

令和8年度 第5回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和8年8月5日（水）午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階 第一会議室

3. 出席委員数 （18名）

出席者 （会長）吉 田 陽 一

（代理）原 田 智 也

（委員）

1番	三浦 淳美	2番	鈴木 孫城	3番	高桑 順一
4番	藤原 妙子	5番	鈴木 豊則	6番	伊藤 賢一
7番	佐藤 正樹	8番	清水 司	9番	加藤 和洋
10番	三浦 栄子	11番	進藤 ひかる	12番	鈴木 和俊
13番	伊藤 淑榮	14番	中田 和彦	15番	中田 清太
16番	目黒 透	17番			

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会業務報告（7月分）

6. 報告事項

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議事案件

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

8. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 濱 野 勇 幸

副 事 務 局 長 鈴 木 俊 市
主 事 浅 井 和 将

9. 会議の概要

事務局長

本日は、ご多忙のところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。
ただ今から、令和8年度第5回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。
今回の総会は、報告事項が1件、議事案件が2件でありますのでよろしくお願い申し上げます。
始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。

会 長

令和8年度第5回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
委員改選後、初の総会となります。
先日の臨時総会により、私が会長、原田委員が会長職務代理者を仰せつかりましたので、今後ともよろしくお願い申し上げます。
再任された皆様におかれましては、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。
新任の委員の皆様におかれましては、明日も新任研修ということで、ご難儀をおかけしますが、焦らずゆっくりと農業委員会の職務について覚えていってもらいたいと思います。
暑さも続いておりますので、農作業の際には、水分補給を心がけてください。
本日は、報告事項1件、議事案件が1件、その他の案件もございますので、よろしく審議いただけるよう、お願いいたします。

事務局長

次に、総会の定足数であります。
本日は、17番 佐藤洋介委員の1名から欠席の届け出があり、出席委員数は19名中18名で、総会の定足数に達しております。
それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。

議 長

男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。

一 同

議長一任。

議 長

議長一任の声がありましたので、議事録署名委員に、1番 三浦淳美委員、2番 鈴木孫城委員にお願いします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木副事務局長と浅井主事を指名いたします。
次に、業務報告について事務局より説明させます。

浅井主事

それでは私の方からご報告させていただきます。
座ったままで説明させていただきます。
それでは7月の農業委員会業務報告です。

7月3日第4回農業委員会定例総会
17日第124回常設審議委員会、秋田県農業会議第50回理事会
21日に3条現地確認
24日委任状交付式、臨時総会

27 日業務打ち合せ、
29 日令和 8 年度秋田県都市農業委員会会長会、事務局長会議
第 123 回常設審議委員会、第 11 回通常総会及び第 49 回理事会、市町村農業委員会回答等懇親会が行われております。
出席者、開催場所は、報告書記載のとおりとなります。
今後の予定ですけども
6 日市町村農業委員会農業委員、農地利用最適化推進員初任者研修会
7 日秋田中央地区農業委員会会長会 令和 8 年度臨時総会
25 日第 125 回常設審議委員会
28 日市町村農業委員会地区別研修会
9 月 2 日令和 8 年度第 6 回委員会定例総会
9 月 4 日秋田県農業委員会女性協議会第 24 回総会（臨時総会）、令和 8 年度第 2 回研修会を予定しております。
以上です。

議長

ただ今の報告になにかご意見ございませんか。

委員よりなしの声あり

議長

なしということですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項に入りたいと思います。

報告第 7 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の説明について、事務局よりお願いします。

浅井主事

報告第 7 号農地法第 18 条、合意解約の案件であります。

今回の総会は、改選後最初の総会であり、新任の委員さんもいますので、普段より、詳細に説明します。

この案件は、以前に農業委員会を通して貸借契約があった小作契約の解約でありまして、渡人の地主と請人の小作人の双方合意による契約解除の報告です。

申請番号 1 号は、小作人への所有権移転、土地の売買のための解約であり

申請番号 2 号は、借り人が病気により耕作できなくなったための解約で、

今後他者と小作契約の予定となっております。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明に、何かご意見ございませんか。

委員よりありませんの声あり

議長

ないということですのでよろしくお願いします。

続きまして議案第 10 号の許可申請についてお願いします。

副事務局
長

それでは、議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第 10 号、農地法第 3 条の許可申請であります。農地の貸し借り、売買は、農地法により農業委員会の許可が必要となります。

	申請があったものを、総会で審議して、許可を出します。 初めに賃借権の案件 1 件の説明をします。 申請番号 1 号。 福川字上谷地 25 他 3 筆、地目田、合計面積 12,240 m² 渡人は、福川の A 受人は、福川の B 受人の要望になります。 もともと B が法人で、その役員の一人が A と契約しており、更新の際に B との契約に移すというものです。 新規の 10 年、10 アール当たり米 1 俵、総額 12 俵です 賃貸借の案件は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明に、何かご意見ございませんか。
加藤和洋 委員	株式会社 B の経営面積が空欄となっているがどういうことか。
副事務局 長	お答えします。 B は、福川の農家が新規で立ち上げた法人であるため、経営面積がゼロとなっております。今後、自分の所有の農地を法人へ貸し付ける形をとっていくとのことであります。
加藤和洋 委員	わかりました。
議長	他にありませんか
	委員よりありませんの声あり
議長	なければ申請通り許可としますのでよろしくお願いします 次の説明をお願いします。
副事務局 長	所有権移転の案件です。 申請番号 2 号 脇本富永字後沢 62-1、地目田、面積 358 m² 渡人、脇本の C 受人、脇本の D 無償譲渡です。 以前、昨年に C さん所有の農地をほとんど、D へ売買しており、一か所、耕作していないところは、そのままにしておりましたが今回それを無償で譲るということになったものです。
議長	ただ今の事務局の説明に、何かご意見ございませんか。
	委員よりなしの声あり

議長

ないということで申請通りとしますので、よろしくお願いします
続きまして農業公社を通した所有権移転の案件です。
はじめに議事参与案件を先議します。
農業委員会法第 31 条の議事参与案件になりますので関係委員の退席をお願いします。
暫時休憩します

鈴木孫城委員退席をお願いします

鈴木委員退席

議長

再開します。
事務局説明をお願いします

副事務局長

農用地利用集積等促進計画の公告についてですが、この案件は、農地法ではなく、農地中間管理事業を推進する法律になります。秋田県農業公社（中間管理機構）を通した契約となっております。中間管理機構を通すメリットは、税の軽減がありますが、双方手数料がかかります。

その他案件です。

申請番号 1-1、1-2 号

福川字萬五郎 108 他 4 筆、地目田、合計面積 16,251 m²

公社を通した売買、4 耕作です。

渡人が福川の E

受人が福川の F

10 アール当たり 300,000 円、総額 4,875,300 円です。

鈴木さんが公社を通して売買する形ですが、農業公社の特例事業というのがありまして、4 年間借りて耕作して、その後買い取るというものです。

以上であります。

議長

ただいま事務局説明にご意見ございませんか。

委員よりなしの声あり

議長

ないということですので申請通りとしますのでよろしくお願いします
暫時休憩します

鈴木委員着席

議長

再開します。
次の説明をお願いします

副事務局長

申請番号 2-1、2-2 号

脇本脇本字上前谷地 25-1 他 17 筆、地目田、合計面積 16,220 m²

公社を通した売買です。

	渡人が脇本のG 受人が脇本のH 10 アール当たり 300,000 円、総額 4,866,000 円です。 いったん農業公社がGさんから買って、その後Hへ、売渡すというものです。 申請番号 3-1、3-2 号 払戸字尻深一番谷地 282 他 40 筆、地目田、合計面積 39,657 m² 公社を通した売買です。 渡人が払戸の I 受人が払戸の J 10 アール当たり 350,000 円、総額 13,879,950 円です 以前の総会で、買い入れ協議を行っております。これにより譲渡所得 800 万円の控除が 1,500 万円までとなります。 申請番号 4-1、4-2 号 角間崎字新家ノ 12 他 4 筆、地目田、合計面積 10,937 m² 公社を通した売買です。 渡人が角間崎のK 受人が角間崎の農事組合法人L 10 アール当たり 350,000 円、総額 3,200,000 円です 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明に、何かご意見ございませんか。
中田和彦 委員	両方の案件について、取得費は、自己資金ですか、公的資金ですか
副事務局 長	両方自己資金と聞いております。
議長	他にありませんか 委員よりありませんの声あり
議長	ないということですので、よろしくお願いします 次の説明をお願いします。
副事務局 長	申請番号 5 号、6 号とも農業公社を通した、貸借権の設定です。 この方法では、双方ともに初年度に契約手数料がかかります。メリットは、小作料が農業公社から支払われることで、デメリットは、小作料の物納ができないということです。 今回の 2 件は、五里合に基盤整備事業に関わる契約です。初回の 10 年の契約が終わり、更新の契約となりますが、地主が売買したいということでの案件です。今回は売買後の公社を通した貸借契約となります。

申請番号 5 号
五里合鮪川字張山 137 他 1 筆、地目田、合計面積 9,325 m²
公社を通した貸借の変更です。
渡人が五里合のM
受人が五里合のN
10 アール当たり 15,000 円、総額 139,875 円です

申請番号 6 号
五里合神谷字上堰他 1 筆、地目田、合計面積 9,122 m²
公社を通した貸借の変更です。
渡人が五里合のN
受人が脇本のP
10 アール当たり 15,000 円、総額 136,830 円です
契約期間が、9 年五ヵ月と中途半端なのは、他の更新契約と終期を合わせる
ためです。
以上となります。

議長 ただいま事務局説明にご意見ございませんか。

委員よりなしの声あり

議長 ないということなのでよろしくお願いします。
次の 7, 8, 9 号は議事参与案件となります。
農業委員会法第 31 条の議事参与案件になりますので関係委員の退席をお願いいたします。
伊藤委員退席お願いします
暫時休憩します

伊藤委員退席

議長 再開します。
事務局説明お願いします

副事務局長 申請番号 7 号
五里合神谷字向谷地 152 他 1 筆、地目田、合計面積 8,905 m²
公社を通した貸借の変更です。
移転元が脇本のP
移転先が五里合のO
10 アール当たり 15,000 円、総額 136,830 円です。

申請番号 8 号
五里合中石字城ノ下他 2 筆、地目田、合計面積 7,470 m²
公社を通した貸借の変更です。
移転元が五里合のN
移転先が五里合のO
10 アール当たり 15,000 円、総額 112,050 円です。

申請番号 9 号
五里合神谷字向谷地 193、地目田、面積 10,177 m²
公社を通した貸借の変更です。
移転元が五里合の O
移転先が五里合の N
10 アール当たり 15,000 円、総額 152,655 円です。
以上です。

議長

ただいま事務局説明にご意見ございませんか。

委員よりなしの声あり

議長

ないということですのでよろしくお願いします
暫時休憩します

伊藤委員着席

議長

再開します。
次の説明をお願いします

副事務局
長

申請番号 10 号
五里合中石字今沢 246 他 8 筆、地目田、合計面積 33,433 m²
公社を通した貸借の変更です。
移転元が脇本の P
移転先が五里合の N
10 アール当たり 15,000 円、総額 501,495 円です。

申請番号 11 号
五里合中石字城ノ下 212 他 22 筆、地目田、合計面積 87,330 m²
公社を通した貸借の変更です。
移転元が五里合の N
移転先が脇本の P
10 アール当たり 15,000 円、総額 13,099,520 円です。
以上です。

議長

ただいま事務局説明にご意見ございませんか。

委員よりなしの声あり

議長

ないということですのでよろしくお願いします

議事案件は、これで終了しました。
他にありませんか
なければこれで総会を終了します。どうもありがとうございました。